

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和8年度第2回教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者会議
開 催 日 時	令和8年6月18日（木） 午後1時58分から午後3時34分まで
開 催 場 所	市役所4階中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：染谷 由之氏、原田 加奈氏、小向 加苗氏 事務局：学校教育担当部長、指導・教育センター担当課長、教育指導課指導係長、同課教職員係長、文化振興課長、スポーツ振興課長、学校給食課長、学校給食課防災食育センター所長、同課主査、教育総務課長、教育総務課教育政策係長、同課主事
報 告 事 項	(1) 令和8年度第1回教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者会議結果について (2) その他
議 題	(1) 二次評価事業について (2) 各委員からの質問事項に対する所管課からの説明 (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 二次評価事業について 昨年度に引き続き基本施策の一部を対象とする。16の基本施策のうち5つの基本施策について二次評価を行う。 本会議での各課からの説明を踏まえ、各委員は二次評価等用紙において、基本施策の二次評価と全体を通しての総括を作成し、提出する。 議題(2) 各委員からの質問事項に対する所管課からの説明 基本施策ごとに、具体的施策について事前に委員からいただいた質問への回答を中心に各課から説明した。 議題(3) その他 第3回会議は、委員からいただく二次評価及び総括に基づき作成した報告書（案）を確認する。 次回の会議は7月中旬から7月下旬までに行う予定
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項(1) 令和8年度第1回教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者会議結果について ● 第1回会議を4月16日（木）午後3時5分から市役所4階中部地区会館403集会室で開催した。 令和8年度教育委員会事務事業点検評価の実施方法について協議した。詳細については、会議録を参照願う。 なお、会議録の内容について確認を各委員へ依頼したが、修正の連絡はなかったので、会議録は承認されたものとしてよろしいか。 ○ 異議なし。 報告事項(2) その他 ● 特になし。

議題(1) 二次評価事業について

事務局から二次評価事業について説明した。

議題(2) 各委員からの質問事項に対する所管課からの説明

【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

〈基本施策(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進〉

(具体的施策 体力向上策の推進)

● 質問事項に対する回答をさせていただく。1点目は、敏捷性や持久力の向上に向け、既に各校で取組を進めている。具体的には、敏捷性や調整力を高める体づくり運動、持久走月間、マラソン週間、長縄週間の設定等を各学校で設定し、休み時間の外遊びや体育館開放等を実施している。

2点目は、具体的な取組として、敏捷性や調整力を高める体づくり運動、持久走月間、マラソン週間、長縄週間の設定、授業開始時のランニング等を実施している。成果として、児童・生徒が主体的に運動に取り組む姿や、持久走記録の向上が見られる一方で、運動習慣の定着や、苦手意識のある児童・生徒への継続的な支援が課題である。

3点目、女子の運動参加や体力面に課題があることは認識しているが、女子に限定した特別な意欲向上策として実施しているものはない。各学校では、運動の楽しさを実感できるために、体育を担当する教員が連携しながら、授業内容や活動量、ルールの工夫等を行っている。中には、中学校の体育を男女一緒に取り組む授業を進めていくところである。引き続き性別に関わらず、主体的に体を動かすことができる授業づくりに取り組んでいく。

4点目、現行の学習指導要領は、児童・生徒が自ら課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目的としている。そのため、体力調査の結果も参考にしつつ、数値のみを評価軸とするのではなく、全ての児童・生徒が楽しく体育的活動に取り組めるよう、現在の取組状況を改善しつつ、授業改善につなげていく。

● 5点目、スポーツ振興の観点から回答する。まず、スポーツ振興課では、市民が生涯を通じてスポーツを親しむという健康で豊かな心とからだを育むことができる明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、各種取り組みを行っている。体力向上を目的とした事業はしていないが、子供たちを対象とした少年・少女のスポーツ大会、総合体育館での各種教室を行っている。そのほか、学校の校庭を遊び場として開放し、体育館や校庭を各種スポーツ団体に対し学校の授業に影響のない範囲で貸し出しを行っている。

○ 体力向上策について、教育指導課としてある程度力を入れるところを意識したほうが向上するのではないかと。昔から行っている長縄週間やマラソン週間等をただ実施するだけでは、持久力や瞬発力は向上しないと思うので、例えば、八の字跳びの目標回数を設定することやマラソンの練習をどのくらい行っているのか等数値でみることで子供たちの目標を明確化できる。校長たちに意識して呼びかけをしないと改善は難しいと思うので、検討していただきたい。

(具体的施策 食育の充実)

	● 1点目及び2点目について回答する。栄養教諭を活用した食育授業の推進は、これまでの成果をもとに生活科や総合的な学習の時間とからめて各校で食育の計画を立てている。例えば、とうもろこしの皮むきを行い、それを給食に使用するなどの学習を行っている。また、中学校ではお弁当の日を設けている学校もある。なお、今年度の栄養教諭の配置はないので、食育の授業については各学校の計画の中で、学校給食課の栄養士又は教員が実施してくことになる。 ● 食育に関して、栄養教諭は今年度育休中で不在のため栄養士が対応している。今年度の予定は、5月に第一小学校及び雷塚小学校で1回ずつグリーンピースのさやむきを体験する食育授業を行った。また、7月はとうもろこしの皮むきを予定しており、栄養教諭が担当していたものを栄養士が補っている。 3点目、試食会について回答する。従前の給食センターの時から保護者を対象に試食会を実施している。新しい防災食育センターでも引き続き実施予定である。 ● 今年度は6月に3つの小学校、7月は1回試食会を予定している。保護者も給食を試食することで親子の会話や食育にもつながっていくものと考えているため引き続き実施する。 ● 4点目、旧施設と比較しても衛生面はかなり向上している。ドライシステムを採用し、HACCPにも対応できるような施設となっている。 衛生管理については、人為的な管理が重要となる。老朽化した旧施設では物理的な面で厳しかったが、衛生管理を徹底していたことで重大な事故は発生していない。新しい防災食育センターにおいても、引き続き従前からのノウハウを生かし、衛生管理に努めている。 ○ 栄養教諭について、今後増やす予定はあるのか。 ● 東京都から栄養教諭が配置されるが、栄養教諭自体人数が少ない状況である。他地区と比較すると1人でも武蔵村山市にいたことが恵まれている。栄養教諭の必要性について市教育委員会も把握しているため、引き続き東京都に要望する。 ○ 栄養士が全て行うのは難しいため、情報提供して連携をしっかりと取れば良いと思う。 ○ 給食の備蓄は、どのくらいの期間を賄えるのか。 ● 防災食育センターは、応急給食の設定を武蔵村山の避難生活者が最大1万人と想定し、発災3日目から3日分の食事ができるようにしている。1日2食の応急給食を3日間実施するため合計で6万食分用意しており、1食当たりの内容は、おにぎり2個と温かい汁物1杯としている。備蓄食材は、全て給食で使用できるものとしており、ローリングストックにより常に更新できるようにしている。 (具体的施策 心と身体の健康管理の充実) ● 1点目、スクールカウンセラーの配置は都からの派遣であり、原則各校1名、週1回。学校規模による加配を受けており、本市では第一中学
--	--

	校と第三中学校が複数名配置となっている。 ● 健康優良児やよい歯の表彰は、現在行っていない。 ● 2点目、就学時健診での検査と就学相談での検査は違うため、別として回答する。就学時健診は、学校の簡易的なテストを行い、あまりにも課題がある場合保護者に相談し、その場で校長面談等を行う。就学相談は、通年教育相談室で保護者からの特別支援学級や通級指導学級への就学相談を受けて、発達検査を実施している。その後、検査担当と就学相談員から結果のフィードバックを行うとともに、その結果を受けて保護者から学校へ学校生活上のフォローなどを行ってもらうよう情報提供していただいている。 ● 3点目から5点目をまとめて回答する。全員面接は都の施策であり、小学5年生及び中学1年生と決まっているものである。 周知方法については、各学校でスクールカウンセラーだよりなどの広報を配布し、対象となる児童・生徒及び保護者へ学校から面談等の実施を投げかけている。 まず、いじめの早期発見についてはスクールカウンセラーの活用はなく、効果を発揮していないことが伺える。これはスクールカウンセラーが週1日配置であり、相談はまず担任等という流れが多くなっていることから考える。ただし、いじめ発覚後は相談につながるケースがあり、7年度は小・中学校合わせた総数237件中、25件はスクールカウンセラーにつなげて相談を受けている。また、いじめた側のカウンセリングも行っているケースもある。 不登校については、全ての不登校児童・生徒がなかなかスクールカウンセラーと結びつくのが難しいことが課題である。中学校は小学校より不登校者数が多いため、週1日配置しているスクールカウンセラーであると中々日程の調整が合わず、また、不登校のため学校に招いても入ってこられない場合がある。その場合には、教育相談室を案内している。 ○ スクールカウンセラーの週1回はどうか。渋谷区では中学校は常駐、小学校は都が1人と区が1人で2日間おり、男性・女性といたため聞きやすいほうに相談していた。予算がかかるので厳しいことは分かるが、日にちを増やすこと等が必要である。スクールソーシャルワーカーはどうか。 ● スクールソーシャルワーカーは4名配置。昨年度から各学校に半日滞在するようになった。これまでは、教育相談室に要請がきてから訪問する形だったが、担任や保護者から相談を受けて訪問できるためスクールソーシャルワーカーは充実している。 ○ 不登校に関しては、スクールソーシャルワーカーの力を借りることがとても大切だと思うので、今後とも進めていただければと思う。 【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】 <基本施策(1) 開かれた学校づくりの推進> (具体的施策 コミュニティ・スクールの充実) ● 1点目、令和7年度は「東京都CSアドバイザー派遣事業」を利用し、コミュニティ・スクールへの理解を深める講習会を設定した。令和
--	---

	8年度も利用予定である。今後、地域学校協働活動支援員設置及び地域学校協働本部設立に向け、学校と調整を進め、予算確保を目指していきたい。 2点目、事例になるが、2か月に1回の防犯パトロール、5月から10月まで2週に1回の芝刈り、音楽会（校区の小、中、高、地域の団体で吹奏楽やバトンクラブが参加する音楽会）、もちつきの会（PTA、青少対第三地区やチーム丘の上、第三小親父の会の協力あり）、12月に地域の方による中学生への面接指導、共催で周年記念式典の実施等がある。 3点目、学校経営方針や次年度の教育課程については、前年度の協議会で説明をし、承認をもって決定している。また、新年度の協議会においても改めて説明をしているところである。学校行事の追加、変更などは、事前に協議会にて変更の趣旨を説明し、承認をもって決定しており、急な追加、変更等については一斉配信メールでお知らせをし、質問があれば受け付けている。また、事後の協議会で、実施後に成果や課題を説明していると伺っている。 4点目、委員構成について、令和7年度末の委員総数は194人、うち対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者は15人。選出方法は公募によるもので、その中から適当と認められる者を推薦して選出している。 情報共有について、協議会の後に、「コミュニティ・スクールだより」を配信したり保護者アプリを使ったりして内容を周知している。また、PTA会長が協議会委員として参加しているため、情報共有ができています。必要に応じてPTA独自の保護者アプリを通じて保護者へ情報共有もしている学校もある。 5点目、音楽会やお祭りといったイベントを中学校区ごとに企画し実行していくことで、小中学校間で連携を図っている。今後も継続・充実させていく。 また、イベント以外にも清掃活動やあいさつ運動など生活面についても相互理解を進める取り組みを行っており、こちらも継続・充実させていく。 ○ 学校運営協議会委員の選出方法は具体的にどうということか。保護者が参加したい場合、学校に届け出れば立候補できるのか。学校運営協議会委員の募集案内等が保護者に届いているのか。 ● 十分に把握していなく、公募となっているが、ほとんどの場合学校側からの推薦が多い。 ○ もし参加したい方がいた場合は学校に届け出ればチャンスはあるということか。 ○ そもそも学校運営協議会委員を知らず子供のために参加したい人が参加できない。まずは周知が大切なのではないか。 ● そのとおりである。ただし、定員が決まっているため、誰かが退任しないと入れないことを打破していかなければならない。参加する方に対して、謝礼を支払うため予算を確保しているが、退任しないと次の方が入れないのであれば、コミュニティ・スクール自体理解が広がっていかない。協力を募っていきたいが、定員の枠を広げていかなければ周知す
--	--

	ることも難しいと考えている。 ○ P T A会長も日中は仕事をしているため、なかなか会議に参加できないことから、会議に参加できて子供のために参加したい方がいるのならばそのほうが良いのではないか。実際に保護者のリアルな声が全く届いていないことがあった。 ● 地域と保護者の方が混ざった状態が理想ではある。 (具体的施策 学校公開等の実施) ● 1点目、公開日数は、学校の教育課程や行事計画により異なるが、保護者や地域の方に学校の教育活動を参観いただく機会を設けている。原則として、授業公開だけでなく、行事等含め、月1回は保護者が来校及び参観する機会が得られるように指導しているところである。また、教育課程の届出の際に学校公開週間を年1回設定するように、さらに、道徳授業地区公開講座等に合わせて、土曜日に学校公開を実施するよう依頼しているところである。その際には、受付での記名、名札の着用など、来校者を把握できる体制を整えることで安全対策を行っているところである。 2点目、学校公開への参加状況について、各学校の受付で来校者数を把握しているが、教育委員会として学校別の人数や参加率を集約し、分析していない。また、参加率の高低のみをもって学校の取組上の課題とは捉えていない。一方で、より多くの保護者や地域の方に学校の教育活動を知っていただくことは重要であると考えているため、各学校のXを活用した情報発信や、学校だより等による事前周知など、参加を促す工夫について助言しているところである。 3点目、今年度は、二校の小学校が道徳授業地区公開講座を実施している。例えば、スクールカウンセラーを講師として、子供への叱り方をテーマに意見交換を行った学校では、各家庭での声かけや叱り方について、成功体験や悩みが共有された。「子供の気持ちを聞くようにしている」「時間がない時に大声で叱ってしまうことがある」など、家庭での実感に基づく意見が出され、子供の心に寄り添う関わり方について考える機会となった。 また、道徳教材の内容を基に、登場人物の行為を多面的・多角的に考える意見交換を行った学校もあり、参加者からは、行為を批判的に捉えることの大切さなどが意見として出され、多様な価値観に触れる機会となった。 これらの意見は、児童・生徒が多様な考えに触れ、自分の考えを深める道徳授業の在り方を検討する材料として活用している。 4点目、開催曜日や時間帯について、各学校において、平日の学校公開に加え、道徳授業地区公開講座等を土曜日に実施するなど、保護者や地域の方が参加しやすいよう工夫している。一方、授業のオンライン配信やアーカイブ配信については、児童・生徒の氏名、顔、発言内容、学習状況等が映り込むことが予想され、個人情報保護の観点から慎重な対応が必要であると考えている。 (具体的施策 広報の充実) ● 1点目、保護者連絡アプリ導入により、学校からの連絡がタイムリーに行えることやアプリ上で出欠連絡が可能になったことがメリットと考えている。一方で、アプリの利用に当たり保護者にアプリ登録等の作業
--	--

が生じることがデメリットであると考えている。

2点目、学校のSNSでは、学校行事や日々の学校生活の様子を投稿しており、保護者や地域の方々に学校に関するタイムリーな情報発信を行うことを目的としている。全ての保護者に情報提供が必要な内容については、保護者連絡アプリ等で情報発信をしており、情報提供は担保できていると考えている。

3点目、学校ホームページは、各学校で運用を行っており、教育委員会として、ホームページへの掲載内容に基準等は設けていないが、各学校の更新状況を適宜確認し、適切な情報発信を依頼している。

4点目、保護者連絡アプリの登録率は各学校で異なるが、97%以上登録している学校が12校であり、登録率が低い学校でも95%以上となっている。未登録の家庭については、担任が個別に連絡するなどして対応している。

【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

＜基本施策(3) 学校経営力の充実＞

(具体的施策 人材育成の推進)

- 1点目、トレーナースタディは、若手教員の中核を担う教員の資質向上を目的として、7年目の教諭を対象として実施した。研究授業を通じた授業力の向上と、自校の若手教員の育成プランを検討し、実施するといった内容である。

リーダースタディは、学校運営等の中核を担う教員の育成を目的に、9年目の教員を対象として年1回集会し、学校運営に関わる内容等の研修を実施した。

どちらも、コロナ禍を経て東京都の施策や研修との整合性を踏まえ見直しを行い、研修内容、対象者を変更している。見直しとしては、トレーナースタディのみ新任主任教諭研修へ移しており、多摩事務リーダー研修等東京都での研修参加を必須としている。

2点目、「輝け！未来の管理職候補者研修」について、現在は「教育課題夏季研修」という名称に変更して実施している。この変更については、管理職候補者と銘打つことで管理職候補者のみの研修と誤認されることから、名称を変更している。対象は、全ての新任主幹教諭とし、1年目を除く全ての教員が任意で参加できる研修である。また、近隣他市の教員も参加可能としている。令和7年度は、「まちづくり学習」「不登校対応」「アンガーマネジメント」「デジタルを活用したこれからの学び」の4講座を実施し、延べ109名が参加した。受講後の成果は、事後アンケートから、地域資源を生かした授業づくり、不登校の未然防止や校内支援体制の充実、児童・生徒理解に基づく生徒指導、一人1台端末を活用した授業デザインなどについて、各教員が自校での実践に生かそうとする意識の高まりが見られる。なお、各種選考の受験状況との関連は、現時点で数値として把握しているものではないが、今後も教員一人一人が学校運営や教育課題の解決に主体的に関わることができるよう内容の充実を図っていく。

- 女性管理職・管理職候補者の育成に向けた取組は、男女問わず意欲や能力のある教職員が積極的にキャリアアップに挑戦できる環境づくりを職場一丸となって進めることが重要だと考えている。

特に管理職に占める女性教職員の割合は男性と比べて低い状況にあることから、超過勤務の縮減や外部人材の活用など柔軟な働き方を積極的に活用することで、働き方改革を推進し、意欲や能力のある教職員の皆

さんがより一層いきいきと働ける環境を作っていくことにより、自ら思い描くキャリアを歩んでいけるよう校長を中心にサポートしている。また、育児等と仕事との両立やキャリアアップへの不安を抱える教職員に対しては、学校リーダー育成プログラム（管理職として活躍することが期待される教員に対し、早期から学校マネジメント能力の育成を目的とした講座）において、ライフ・ワーク・バランスの視点を踏まえた講座内容を設定し、女性管理職の発掘の醸成にもつながるよう取り組んでいる。

さらに、昨年度、東京都教育委員会で作成している管理職ロールモデルが一新され、管理職選考受験啓発リーフレットによる教育職員の昇任制度や先輩管理職の体験等の紹介、女性管理職を含めたキャリアパスモデルを紹介する教育管理職ロールモデル紹介動画の「東京動画」への掲載等により、活躍する女性を含む管理監督職のPR・昇任意欲の喚起を行っている。

校長は、このような取組を活用しつつ、各教員と定期的に面談を行い、管理職の適正を見極め、意図的に学校経営の中心となる業務に当たらせ、成功体験を積ませたり、教員がやりがいを感じられるよう工夫したり、キャリア形成について管理職受験のタイミングの助言など、教員に寄り添っている。

3点目、人事考課制度は、「自己申告」と「業績評価」により構成され、教育職員に対する指導・育成、校内の人事配置等に適切に活用することにより、教育職員の資質能力の向上や学校運営の改善、学校組織の活性化を図ることを目的としている。

また、教育職員の給与、昇任、その他の人事管理にも活用されることから、職務実績等の正確な記録や教育職員に対し適切な指導・助言を行うことが重要となっていく。

これらを担保するために、「人事考課評価者訓練実施要綱」に基づき、年度が始まってすぐの時期に、市内全小・中学校の校長及び副校長に対し、学校教育担当部長及び指導・教育センター担当課長が講師となり、人事考課評価者訓練を毎年行っている。

そのほか、定期的に行っている校長ヒアリングや副校長ヒアリングの際にも評価のポイント等に触れるなど、評価の適正化に努めている。

- 4点目及び5点目を回答する。法定研修として設定されている各年次研修（1～3年目までの若手研修）、中堅教諭資質向上研修（10年目及び20年目の中堅研修）、職層に応じた研修（管理職研修）は、東京都の負担のため計上していない。コロナ禍前までは自治体での研修実施として持っていた予算もあったが、東京都が実施する研修の充実が図られ、対象者を食いあってしまうことから、見直しを図り、都研修への参加を促している。なお、指導系の予算とは別に、支援系では特別支援教育講演会の予算を取っている。また、人権やヤングケアラーなど他の部が設定し、教員に参加してもらう研修も増えているので、予算はないが充実した様々な研修を進めている。

（基本的施策 学校評価の充実）

- 1点目、学校評価の内容について、教育委員会として共通項目を示し、各学校が学校経営方針や児童・生徒の実態に応じて具体的な目標を設定している。項目としては、確かな学力の向上・豊かな心の育成・豊かな身体の育成・まちづくり学習の充実・信頼される学校づくりとなっている。学校は各項目の中身を決めているところである。

2点目、学校評価結果のホームページ上での閲覧状況について、教育委員会として把握しているものではない。また、学校評価には、保護者や地域の方などから意見をいただく関係者評価が含まれている。そのため、評価結果に対する意見を別に集約する仕組みを設けているものではないが、学校評価そのものが保護者や地域の意見を反映する仕組みであると捉えている。

3点目、一例であるが、家庭での学習機会の確保や約束事などを家庭に示し、学習効果を高める計画を立てることや、前年度の読書冊数が目標に達していないという反省から教育課程に朝読書や各教科等での図書館の活用を入れ込むなどの見直しは適宜行っている。

4点目、学校運営協議会で出された意見が学校評価に反映された事例として、道徳教育でいじめ防止に重点を置いてほしいという意見を受け、自己評価項目に反映した学校がある。また、学校アンケートで「分からない」という回答が多かったことから、学校の取組の視点を分かりやすく別紙で示す改善を行った事例もある。さらに、SNSトラブル防止、SOSの出し方の授業や給食の残食量減少に関する意見を踏まえ、自己評価や教育活動の改善に生かしている。

5点目、教育課程の編成については、学習指導要領において、校長が責任者として編成するものとされているため、その時の校長の学校経営方針や教育に対する考え方が、学校運営に大きな影響を及ぼすことは確かである。一方で、特色ある教育活動を継続的に実施していくためには、校長個人の考えにとどめるのではなく、組織として引き継いでいくことが重要であるとも考えている。そのための仕組みの一つとして、学校運営協議会がある。学校運営協議会において、地域の方々や保護者の意見を踏まえながら学校経営方針や教育活動について協議していくことで、校長が替わった場合にも、学校の特色や地域に根差した取組を継続しやすくなるものと考えている。教育委員会としても、学校運営協議会を活用し、地域の声を生かしながら持続的な学校経営が行われるよう、各学校に伝えていく。

＜基本施策(4) 学校教育環境の充実＞

(具体的施策 学校施設・設備の整備)

● 1点目、令和7年度に実施した工事について、延期・中止の影響はない。令和8年度は、現在、照明器具更新の事業委託を契約しており、一部の商品に若干の納期遅延が発生する見込みではあるが、全体の工期に影響はない。また、これから発注予定の工事で、屋上防水改修工事があり、現在、資材調達が懸念されているので、今後の動向を注視していく。

● 2点目、校庭の芝生化によって、児童・生徒の運動や遊びの幅を広げることができていると感じている。

● 3点目、令和8年度の主な工事は、体育館の床改修工事を第二小学校、第一中学校及び村山学園、校舎屋上防水改修工事を第一小学校、大南学園第七小学校及び第八小学校、LED照明更新の事業委託を大南学園第七小学校、第八小学校、第十小学校、大南学園第四中学校で実施予定となっている。

長寿命化計画上の今後5年間の工事見込みは、現在、学校施設長寿命化計画を令和8年度から令和10年度にかけて、他計画と統合し、新たに公共施設個別施設計画を策定する予定である。今後、長寿命化に必要な

	な校舎及び屋内運動場の外装改修、校舎及び屋内運動場のトイレ改修を計画しており、改修することにより、教育環境の向上を図る予定である。 4点目、エアコンが故障した場合の予算は、エアコン用として特定した予算ではないが、各小・中学校に修繕料の予算配分をしている。また、各教室に設置してあるエアコンは、専門の委託業者による点検を年2回実施しており、異常の有無を確認している。 ● 5点目、避難所における夏の猛暑対策について、発電機は非常時の電力源として各校1台ずつ配備している。 スポットクーラーは、レンタル資機材を扱っている業者と市の間で「災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定書」を締結しており、必要に応じて業者から提供いただける環境を整備している。 6点目、災害対策用の備蓄物資は、熱中症予防のための経口補水液や塩分タブレットは備蓄に含まれていない。 ● 7点目、冷水機の増設及び給水スポットの設置は、現在、小・中学校で水筒持参を推奨しており、冷水機の増設及び給水スポットを設置する予定はない。また、熱中症対策については、現状の良い点を維持しながら、教育環境の更なる向上を目指し、改修、改善に努めていく。 ○ 災害対策の経口補水液や塩分タブレットは備蓄予定であるのか。 ● 学校の生徒用備蓄については、飲料水とアルファ米を置いており、熱中症対策用の備蓄はないため今後検討する。 また、市全体での災害対策については危機管理課が所管しているため対応をどのようにしているか把握していない状況である。 ○ 保護者は子供に水筒に入っている水がなくなってしまった場合、水道水から水筒に水を入れるように伝えているが、現在、水道水を飲むことができない子供がいるため、熱中症になるケースがある。そのため、冷水機があれば安心できるが、冷水機を設置する予定もないのか。 また、体育の授業前に塩分タブレットを配布している他市の学校があるため、武蔵村山市ではそういった熱中症対策はできているのか。 ● 冷水機については、コロナの影響で使用しなくなったため、学校側から撤去依頼がきていた状況である。以前は、学校から冷水機の設置依頼がきていたが、最近は要望がない。 ○ 夏の酷暑が厳しいなかで、水分補給として補えるものは学校として何か考えているのか。 ● 対策の一つとして今後検討する。 (具体的施策 教育機器・教材の整備) ● 1点目、次期学習指導要領の内容を早めに把握するとともに、必要に応じて適宜教育機器の購入を行っている。 2点目、各校が希望した備品を教育委員会が精査した上で購入している。また、更新のサイクルも各校の判断に任せている状況である。 備品の老朽化による授業への影響は、特段そういった内容は学校から
--	---

	は伺っていない。 3点目、文科省が策定する「学校のICT環境整備3か年計画」において、電子黒板等の大型提示装置及び実物投影機の整備が掲げられている。これらの機器は書写の授業やGIGA端末の操作画面を拡大表示する際などに活用している。 4点目、昨今の物価高及び経年劣化による買い替えが主な理由である。令和8年度は、薬品庫やオーディオメータ、絵画作品乾燥棚等を整備予定である。 (具体的施策 学校ICT環境の整備) ● 1点目、予算要求をしているが、導入には至っていない。引き続き予算要求を行っていく。 2点目、GIGA端末の故意又は明らかな不注意による破損や紛失等が発生した場合に、修理費等を保護者負担していただくことを想定している。保険や補償制度の加入については、保険費用が非常に高額であることから現時点では検討していない。 3点目、令和7年度は出張や研修時に限り実施した。現時点で校務時間の測定や検証は行っていないが、研修時の資料印刷が不要になるなど業務効率化につながったと考えている。 4点目、教育情報セキュリティポリシーは、市が定める「情報セキュリティ基本方針」と教育委員会が定める「教育情報セキュリティ対策基準」の二つから構成されている。端末の持ち出しは、教育情報セキュリティポリシー対策基準の中で、「教育情報資産の外部持ち出しは教育情報セキュリティ管理者（校長）の個別許可を得た上で記録をつけて行うこと」と定めている。なお、教育情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を具体的に実施する手順は、「教育情報セキュリティ実施手順」にて定められている。 5点目及び6点目について回答する。デジタル教科書は算数・数学・英語の一部教科に使用されており、動画の活用や図のデジタル化は児童・生徒の授業に対する理解度や勉強への興味・関心の向上につながっていると考えている。 7点目、国の第4期教育振興基本計画上の「今後の教育政策に関する基本的な方針」において「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」が掲げられており、本計画及び昨今の社会情勢を踏まえ、本市としてもICT環境の拡充は必要であると考えている。 (具体的施策 学校規模適正化の推進) ● 学校規模等適正化基本方針の改定について回答する。雷塚小学校北側の大規模開発や、モノレールの延伸による人口増加が見込まれるため、現時点で学校規模等適正化基本方針の改定は困難であると判断し、実施しなかった。 次に、改定に向けたスケジュール等について、現時点では学校規模等適正化基本方針の改定を検討していないため、具体的なスケジュール及び保護者・地域住民の参画機会は未定である。 次に、施設一体型校における特有の課題については把握しているが、学校規模等適正化基本方針において改善策を盛り込む予定はない。 (具体的施策 通学区域と中学校学校選択制の推進) ● 1点目、雷塚小学校北側の大規模開発や、モノレールの延伸による人口増加が見込まれるため、今後必要に応じて学区域の再編を検討してい
--	--

	きたいと考えている。 中学校の学校選択制について、コミュニティ・スクールの考え方を学校運営の基本としつつ、児童や保護者の意向に配慮する形で学校選択制を実施しているので、御理解を賜りますようお願いする。 2点目、令和7年度において指定校変更申請をした児童・生徒数は153人である。主な変更理由は、市内転居によるもの、小中一貫校への就学を希望するもの、兄弟関係によるものが挙げられる。 3点目、令和7年度の学校選択状況は、第一中学校が受入枠20人に対して希望者27人、村山学園第二中学校が受入枠4人に対して希望者0人、第三中学校が受入枠30人に対して希望者15人、大南学園第四中学校が受入枠20人に対して希望者9人、第五中学校が受入枠20人に対して希望者1人となっている。第一中学校のみ受入枠を超えた希望があったため抽選会を実施した。 学校選択制実施による学校間の特色づくりへの効果は、各校が児童や保護者に自校を選択してもらえよう、児童・生徒が頑張っている姿等学校の魅力発信や特色づくりを実施する機会の創出につながるという効果をもたらしている。 4点目、現時点で再編が必要と判断されている地域・学校はないが、雷塚小学校北側の大規模開発や、モノレールの延伸による人口増加が見込まれるため、今後必要に応じて学区域の再編を検討していきたいと考えている。 学校規模適正化基本方針の改定及び通学区域再編の検討は、一体的に実施すべき事案であると考えている。 5点目、小中一貫校への指定校変更について、令和7年度以前においては、市報・ホームページにて指定校変更の方法を掲示することや就学时健康診断の際に小中一貫校の案内チラシを送付することで情報提供を行っていた。令和8年度以降については、以上に加え、新小学1年生がいる全家庭に小中一貫校への指定校変更の方法についての通知文を発送することで情報提供を行っていく。 6点目、予算額について、全額、学校選択制パンフレットの印刷代となっている。 ○ 選択制について、学校間で競うことで狙いはあるのか。保護者に学校の特色をアピールし選択してもらおうと、人気のある学校に集中してしまい自分の学区の子供たちが来ない現象が起きてしまうのではないかと。渋谷区や世田谷区などでは、コミュニティ・スクール実施に伴い、中学校の学校選択制は廃止された。やむを得ない理由がある場合は、教育委員会に相談して移ることは可能なはず。すぐには言わないが、コミュニティ・スクールで地域の子供たちを地域で育てることは、学区域、中学の選択制はどう関連付けるのか。難しいことだとは思いますが、ぜひ検討改善していただきたい。 (具体的施策 学校給食の充実) ● 1点目、小・中学校の児童・生徒の給食費について、一部、生活保護受給世帯や就学援助費・就学奨励費受給世帯を除き、給食費が無償化されている。一方、教職員等の給食費については、1食当たりの単価で小学校が337円、中学校が372円となっており、無償化以後においても、毎年、給食費の未納者が出ている状況にあるが、毎月、給食費の未納者にお知らせを送っており、ほとんどが納付されている状況である。 2点目、令和6年度の決算では、現年度の給食費については収納率が
--	--

約 99.6%だが、過年度の給食費については収納率が約 2.6%にとどまっている。給食費の徴収に当たっては、未納のお知らせ（過年度分については催告状）を送付し、学校給食課長口座へ振込むよう指導している。それでも応じない場合は、個別訪問等により現金回収を行っている。就学援助との連携については、無償化であるため、該当者の情報共有のみを行っている。

3点目、昨年度、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、教育委員会、学校給食課、学校のそれぞれの役割を明確にした。そのような中、令和8年1月から卵の除去食の提供も開始したが、アレルギー専用の調理室で除去食を調理し、専用の容器で提供するなど、安全には万全を期している。今後、提供する除去食の種類が多くなるにつれて対応する人数も多くなるため、除去食の受け取りの方法や、給食時の見守りの体制などが課題として考えられる。

4点目、現在も、職場体験などで農業に触れ合う機会はあるが、通年型の農業教育となると、教育指導課や学校、市の農業関連部署、市内の農業関連団体との調整も必要となると思われるため、現時点では実施の考えはない。

（具体的施策 （仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託）

- 1点目、令和7年度は4つの小学校から申込があり、施設見学を実施した。令和8年度も小学校から施設見学の申込が数件あり、実際に給食を作っているところの見学や展示スペースでの体験学習、DVDの視聴を行い、施設についての理解を深めてもらっている。

2点目、「温かい給食を食べられるようになった。美味しい給食をありがとう」という声をいただいている。今後も学校・保護者からの意見を大事にしながら、給食業務に当たっていく。

3点目、令和7年度は、8月末に応急給食（おにぎり、みそ汁）の提供を職員向けに実施し、10月の総合防災訓練は悪天候により中止となった。今年度も8月末に応急給食の提供、10月に総合防災訓練へ参加し、災害時に備えた訓練を行っていく予定である。

4点目、日常の給食は、栄養士が調理室に入り、味などを確認したうえで提供を行っている。また、委託事業者も施設内に事務室があり、市と毎日の連絡・調整を行っており、定期的な確認は実施できているという認識でいる。

5点目、定期的な評価・報告の仕組みを設ける予定はないが、防災機能の実効性確保のため、応急給食の提供や総合防災訓練への参加を継続していく予定である。

6点目、契約期間満了後の契約が困難になると、子供達に給食を提供できなくなるという事態が発生するので、そのようなことが無いよう、契約満了前に期間等余裕をもって業務委託の募集について広く周知し、複数の事業者が応募できるような体制をしっかりと準備することが大切なことと考えている。

（具体的施策 経済的支援の実施）

- 1点目、就学援助費認定の児童・生徒数は、令和7年度において711人。また、就学援助費については引き続き予算措置を行い、児童・生徒に対する経済的支援を継続していく。

2点目、就学援助の認定者数と認定率について、令和6年度は、認定者数が731人、認定率が11.9%、令和7年度は、認定者数が71

	1人、認定率が11.9%となっている。 就学援助費の周知方法は、市報及びホームページでの周知と併せて、在校生に対しては始業式にて案内チラシ、新入生に対しては小学校入学式にて申請書を配布している。また、必要に応じて保護者面談等において担任から保護者に対して個別に声掛けも行っており、十分に周知できていると考えている。 3点目、高等学校進学等支援金の支給件数及び支給額について、支給件数は、令和7年度で85件、令和6年度で103件、令和5年度で89件、支給額は全ての年度に共通して1人当たり15,000円となっている。 奨学資金制度との違いは、奨学資金制度は、給付額が月額5,000円、支給期間は、正規の修業期間となるため、高等学校に3年間通った場合、総額18万円となる。奨学生の決定基準は、保護者から申請をいただいた上で、審議会にて「奨学生決定の基準」に基づき「学習状態、健康状態、人物、経済的理由」を総合的に判断し決定するが、定員が原則24名と決まっているので、申請し要件を見れば全員が支給される高等学校進学等支援金との違いがある。 また、制度変更により経済的支援が届かなくなったケースについては、特段把握をしていない。 4点目、就学援助の外国籍家庭への多言語での案内状況は、就学援助費の案内が掲載されている市ホームページが英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語に対応している。 また、日本語を話せない外国籍の方が窓口に来庁した際には、多言語翻訳サービス「みえる通訳」や外国語を話せる職員で構成されている「多文化共生推進事業協力員」の活用により対応している。 【基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進】 ＜基本施策(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用＞ (具体的施策 文化財の調査、保護・活用) ● 1点目、魅力ある自然や文化財を広くアピールするため、常設展をはじめ、特別展や企画展などを開催するとともに、講座や見学会等を実施し市内外へ周知を図っていく。令和8年度については、企画展や歴史講座、文化財見学会を実施し、本市の特色や魅力を発信していく。 2点目、今後のスケジュールについては、令和8年度内に市指定文化財等、準備が整ったものから順次公開を開始していく予定。その後も収蔵資料の整理を進め、文化財保護審議会から意見等をいただきながら、公開資料を順次拡大していく。 デジタルアーカイブ化の対象となる資料については、所蔵するマイクロフィルム約300本を令和8年度から順次デジタル化していく予定。また、指田日記などの古文書、計5件・16,000点以上を、令和9年度以降順次着手予定。土器や古民具等の資料は、目録整理等が完了したものから随時デジタル化を行う。さらに、ネガフィルムや写真についても継続的にデジタル化を進めていく予定 3点目、デジタルアーカイブについては、インターネット環境があればどこからでもアクセスできる特性を活かし、学校現場でも有効に活用できていると考えているので、今後、教育指導課や学校現場とも連携を図っていきたいと考えている。 また、子どもたちが郷土の文化財に触れる体験機会については、これまでも社会科見学で石臼や唐箕など昔の道具を使った体験の機会を設けたり、夏休みに体験講座などを実施して好評を得ている。令和8年度に
--	---

	においても、草木染でウチワをつくる体験講座を実施する予定。今後とも専門知識を有する学芸員が様々な工夫を凝らしながら、子供たちが郷土の歴史に興味をもてるような機会の提供に努めていく。 4点目、予算の増加分約800万円については、ほぼデジタルアーカイブ化に係る予算となる。システム利用料、システム導入支援、データ移行、資料の撮影やスキャンなどのデジタルデータ作成が主なものとなる。 5点目、今回進めているデジタルアーカイブ化事業では、まずは膨大な資料のデジタル化を優先していくこととしており、キッズ向けコンテンツの構築までは現時点では含んでいない。しかし、今後、順次、資料をデジタル化しデータを蓄積していくことで、デジタルデータならではの多様な利活用が可能となる。子供たちに郷土の歴史に興味をもってもらうことは、大変重要なことのため、キッズ向けコンテンツについても、今後のデータ活用を考える上で参考にさせていただく。 ● 今年度事務事業評価として実施するものの説明については以上となるが、改めて何か全体を通して質問等はあるか。 ○ 意見は特になし。 ● 事務局から今後の流れを説明した。 議題(3) その他 ● 第3回会議については、委員の皆様から2次評価をいただき、それに基づいた報告書案を作成し、確認していただく予定となっている。 2次評価及び次回日程は、御記入の上7月2日（木）までに提出いただきたい。
--	---

会議の公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 	傍聴者： _____人
-------------	---	-------------

会議録の開示・非開示の別	☒ 開示 ☐ 一部開示（根拠法令等： _____） ☐ 非開示（根拠法令等： _____）
--------------	---

庶務担当課	教育部 教育総務課（内線：423）
-------	-------------------

（日本産業規格A列4番）